

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可しました。

令和七年五月十三日

奈良県知事 山下 真

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人アグリ 大泉	桜井市	桜井市大字大泉四二番三及び一七〇番三
農事組合法人アグリ 大泉	桜井市	桜井市大字大泉九九一番及び九六九番

二 認可年月日

令和七年四月三十日